

第 52 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 52 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 5 年 5 月 19 日（金） 午前 10 時 30 分から午前 11 時 10 分まで

会場：富山県民会館 7 階 701 号室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

< 議事 >

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山県決定）
… 3・4・232 号 大泉線の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画用途地域の変更について（富山市決定）
… 本郷町地区における用途地域の変更

議案第 3 号 富山高岡広域都市計画高度地区の変更について（富山市決定）
… 本郷町地区における高度地区の変更

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（新任委員、代理出席者の紹介）

事務局： 現在、審議委員 20 名全員の出席をいただいております、富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定を満たしていることをご報告いたします。

会長：（あいさつ）

会長： 今回の署名委員として「神山委員」と「新庄委員」にお願いしたいと思います。

神山委員： 了承。

新庄委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第1号について説明）

会長： ありがとうございます。議案第1号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 本来、整備計画よりも都市計画決定の方が上位であるはずですが、今回の審議される内容は整備計画に合わせて都市計画を決定するという内容でありまして、そうならざる得ない状況もあるかと思いますが、その背景について説明いただきたいです。

事務局： 都市計画道路の見直しにつきましては、富山県の指針に基づき、都市計画道路全体の見直しを行っており、今回の大泉線は、継続する路線として評価をさせていただきます。

そのうえで、都市計画法施行令の規定により、今まで定めがなかった車線数を2車線として定め、併せて、富山県が都市計画道路よりも広い幅員で整備を進めていることから、都市計画道路の幅員を変更するものです。

本来、先に計画を変更し、整備を進めるものかと思いますが、地元からの要望等から、早急に事業を進める必要があります、整備に至ったと聞いております。富山市としては、計画幅員を12mから16mへ変更することについて、都市計画に必要な車道及び歩道の幅員構成を満たしていることや、地元の方からのご要望・ご了解を得て整備が進んでいるという経緯から、順序の前後はありますが、今回の変更の問題は無いと考えております。

会長： ありがとうございます。他にご意見等はありませんでしょうか。ご意見が無ければ、議案第1号は原案のとおり答申させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： 次に、議案第2号及び第3号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第2号・第3号について説明）

会長： ありがとうございます。議案第2号・第3号についてご意見・ご質問があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

会長： 1号議案の都市計画道路の中心線が変更になったことで、指定があった用途地

域の変更と、それに伴う高度地区を変更するといった内容の説明でしたが、ご意見等はありませんか。

会 長： ご意見が無いようですので、議案第 2 号及び第 3 号は原案のとおり議決してもよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議が無いようですので、議案第 2 号及び第 3 号は議決し、原案のまま答申させていただきますと思います。

会 長： ありがとうございます。他にご意見がなければ、これで本日の議事はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございます。（第 52 回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、倉嶋委員、富樫委員、才木委員、山口委員、
新庄委員、石倉委員、高橋委員、東委員、高道委員、江西委員、舎川委員、
松井委員、柏委員、佐藤委員（代理）、古池委員（代理）、中村委員（代理）、
長谷川委員（代理）
（計 20 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、
都市計画課長、その他 4 名